

2007

3

月号

つるみがわ

# 川の市民情報

たまがわ

国土交通省関東地方整備局 京浜河川事務所 RCM事務局  
 電話 / 045 - 503 - 4013 メール / keihia50@ktr.mlit.go.jp  
 ホームページ / <http://www.keihin.ktr.mlit.go.jp/>

さがみがわ

特集

豆知識

## 「河川占用」について

「川の中の土地なのに市が管理しているのはなぜ？」にお答えします！

日頃より、皆様からはたくさんの報告をいただきありがとうございます。

今回の特集は、川の中の土地なのに市が管理しているのはなぜ？といった疑問に答える、「河川占用」(平たく言えば河川の借地のこと)のお話です。

河川は本来一般公衆の自由な使用に供されるべきものであることから、自由使用が原則となっています。(もちろん、ここで言う自由使用とは、使用者の責任において常識と法律の範囲を逸脱せず、周囲の迷惑とならないように行われるべきものです。家庭ゴミを河川に捨てるなど、もってのほかですね。)

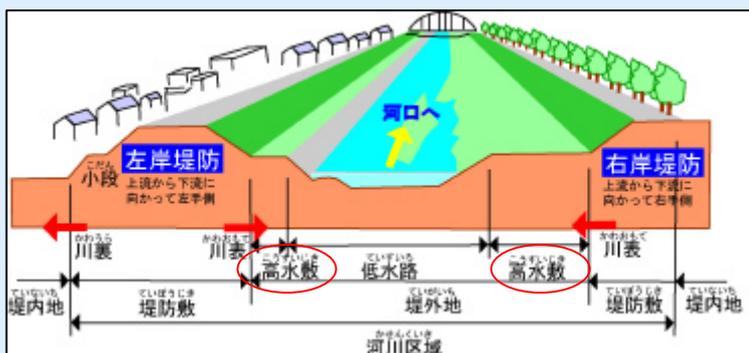
そのなかで、排他独占的かつ継続的に河川の土地又は空間を使用する場合には、河川法に基づき、「河川占用」の手続きが必要となります。

たとえば、河川の高水敷(堤防と堤防の間で、普段は水が無く、大きな出水があると水が乗る場所/下図参照)のグラウンドは、自治体(市・区・町など)が運動公園として計画・整備し、占用しています。また、橋や道路、遊歩道、取水堰、樋管などの占用物件のなかには、市区町村だけでなく、都県や公園、土地改良区、取水組合が占用しているものもあります。

河川占用は原則、公共性が強く、営利目的で無いことが許可条件となっており、占用している土地及び物件は、占有者が管理する必要があります。

みなさんからいただいた報告のなかで、占用地に係る案件については、京浜河川事務所から、占有者に情報提供させてもらっています。

気をつけて探してみると、白い「占用看板」が立っており、占用許可の日付や占有者が書かれているので、興味のある方は探してみてもいいかもしれません。



下丸子地先にある大田区の占用看板

# お知らせ

## 分科会の報告

「相模川」「多摩川中流」「浅川」「多摩川下流」の報告

2月15日から3月15日までに行われた各分科会の報告をいたします。

### 〔相模川〕 2月15日(木)

【時間】13:30～16:30 【参加者】7名(RCM4名)

相模川分科会は、3回目の開催となり、今回は工事箇所などの現地視察のほか、相模川出張所にて意見交換が行われました。



工事箇所の視察の様子



意見交換の様子

### 〔多摩川中流〕 3月1日(木)

【時間】13:30～16:00 【参加者】17名(RCM11名)

まず府中の工事現場の視察を行い、その後多摩出張所へ立ち寄り、登戸の「ニヶ領せせらぎ館」にて意見交換等が行われました。



府中の工事現場の視察



意見交換の様子

### 〔浅川〕 3月6日(火)

【時間】13:30～16:00 【参加者】12名(RCM6名)

八王子市明神町地先の工事箇所の現地視察と、日野市駒形公園内上田地区センターにて有意義な意見交換が行われました。



意見交換の様子



工事箇所の視察

### 〔多摩川下流〕 3月14日(水)

【時間】13:30～16:30 【参加者】14名(RCM10名)

下丸子スーパー堤防、殿町地区スーパー堤防工事現場、大師防災ステーションなどの現地視察と有意義な意見交換が行われました。



説明の様子



視察の様子

## 担当者より

RCM事務局の岩井です。桜の待ち遠しいこの頃です。多摩川下流部の分科会で見た大田区の桜並木の蕾はまだ固いように見えてましたが、日差しは暖かでした。

多摩川下流の分科会では、スーパー堤防の現場で「スーパー堤防は強いけど、すぐ脇の普通の堤防のところに住んでいる人は不安では？」といった、鋭い質問が盛んに出ていました。私にとっても、あらためて治水事業と生活環境のバランスの難しさを考えさせられる1日でした。

さて、7月の委嘱式から第4期RCMのみなさまとともに勉強させていただきましたが、私は4月から調査課に配置換えとなり、防災担当を中心とした業務に移ることとなりました。みなさまには大変お世話になりました。

4月からは、占用調整課の占用調整指導官が事務局となる予定です。

今後も、真摯な対応を心がけるよう後任に引き継ぎますので、引き続きRCM活動をよろしく願います。



## RCMからの報告

平成19年  
2月分です

平成19年2月度はRCMより、合計16件の報告をいただきました。ありがとうございました。

番号	管轄区間	登録人数	報告人数	報告件数
1	多摩川上流	22人	3人	4件
2	多摩川中流	24人	1人	1件
3	多摩川下流	21人	2人	2件
4	浅川	9人	2人	2件
5	鶴見川上流	15人	1人	1件
6	鶴見川下流	11人	0人	0件
7	相模川	5人	2人	6件
合計		107人	11人	16件